

## 条 例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和六年十月十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県条例第四十三号

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県専用水道に係る水道技術管理者の資格を定める条例（平成二十四年埼玉県条例第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「次号及び第五号において同じ。」の「を」において「に」を削り、「に」を「」に改め、「において衛生工学又は水道工学に関する学科目」を削り、「二年」を「一年六月」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第九号及び第十号」を「第四号及び第五号」に、「二年六箇月」を「二年六月」に改め、同号を同項第二号とし、同項第四号中「三年六箇月」を「三年六月」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号から第八号までを削り、同項第九号中「第一号、第三号又は第四号」を「前三号」に改め、「（土木工学を除く。）」を削り、「に関する学科目又はこれらに相当する学科目」を「の課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）」に、「第三号に」を「第二号に」に、「を」を「修了した者を含む」を「にあつては、修了した者」に、「、第四号」を「、前号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第十号中「第一号、第三号又は第四号」を「第一号から第三号まで」に、「前号に規定する学科目及び土木工学以外の学科目」を「前各号に規定する課程以外の課程」に、「二年六箇月」を「二年六月」に、「第三号に」を「第二号に」に、「三年六箇月」を「三年六月」に、「、第四号」を「、第三号」に、「四年六箇月」を「四年六月」に改め、同号を同項第五号とし、同項第十一号中「前二号に規定する学科目に相当する学科目を修得した後、」を「前各号に規定する課程に相当する課程を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ」に、「者ごとの」を「最低経験」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）第四条第一項に規定する第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であつて、六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

八 建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十四条第一項及び

第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、  
一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

九 五年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第二条第一項中第十二号を第十号とする。

第二条第二項を次のように改める。

2 一日最大給水量が一万立方メートルを超える専用水道については、前項第一号中「一年六月以上」とあるのは「三年以上」と、同項第二号中「二年六月以上」とあるのは「五年以上」と、同項第三号中「三年六月以上」とあるのは「七年以上」と、同項第四号中「二年以上」とあるのは「四年以上」と、「三年以上」とあるのは「六年以上」と、「四年以上」とあるのは「八年以上」と、同項第五号中「二年六月以上」とあるのは「五年以上」と、「三年六月以上」とあるのは「七年以上」と、「四年六月以上」とあるのは「九年以上」と、同項第七号中「六月以上」とあるのは「一年以上」と、同項第八号中「二年六月以上」とあるのは「三年以上」と、同項第九号中「五年以上」とあるのは「十年以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。